

5. 生活保護問答集について

**(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局
保護課長事務連絡)【改正案】**

| | |
|---|---|
| <p>(答)</p> <p><u>お見込みのとおり。その他、以下の教育訓練施設も同様に含まれる。</u></p> <p><u>1 学校教育法第 58 条第 2 項に規定する高等学校の専攻科</u></p> <p><u>2 職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校</u></p> <p><u>3 国立研究開発法人水産研究・教育機構法に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（同法第 11 条第 1 号に規定する業務に係るものに限る。）</u></p> <p><u>4 国土交通省組織令第 192 条に規定する航空保安大学校、第 234 条に規定する海上保安大学校、及び海上保安学校</u></p> <p><u>5 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 16 条第 6 号に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設</u></p> <p>第 2 略</p> <p>第 3 資産の活用</p> <p>問 3 - 1 7 保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有 (問) 自宅から勤務先までは公共交通機関等での通勤が可能であるが、子の託児のために保育所等を利用しており、保育所等へ送迎して勤務するためには自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難である場合には、課第 3 の 9 中の 3 に該当するものとして、通勤用自動車の</p> | <p>第 2 略</p> <p>第 3 資産の活用</p> <p>問 3 - 1 7 保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有 (問) 自宅から勤務先までは公共交通機関等での通勤が可能であるが、子の託児のために保育所等を利用しており、保育所等へ送迎して勤務するためには自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難である場合には、課第 3 の 9 中の 3 に該当するものとして、通勤用自動車の</p> |
|---|---|

保有を認めて差し支えないか。

(答)

自宅から勤務先までの交通手段が確保されている場合には、まず公共交通機関等の利用が可能な保育所等への転入所を検討すべきである。

しかしながら、課第3の9の答に示された要件に加え、当該自治体の状況等により公共交通機関の利用が可能な保育所等が全くない場合若しくはあっても転入所が極めて困難である場合、又は転入所することが適当ではないと福祉事務所が判断する場合には、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

第4～6 略

第7 最低生活費の認定

問7-96 世帯人員別の住宅費(限度額)の認定

(問)

保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。

(答)

世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている者を世帯人員に含めるものであり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者(原則、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(やむを得ない事

保有を認めて差し支えないか。

(答)

自宅から勤務先までの交通手段が確保されている場合には、まず公共交通機関等の利用が可能な保育所等への転入所や、転職による方法を検討すべきである。

しかしながら、課第3の9の答に示された要件に加え、次の要件のいずれをも満たす場合においてはお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

- 1 当該自治体の状況等により公共交通機関の利用が可能な保育所等が全くないか、あっても転入所がきわめて困難であること。
- 2 転職するよりも現在の仕事を継続することが自立助長の観点から有効であると認められること。

第4～6 略

第7 最低生活費の認定

問7-96 世帯人員別の住宅費(限度額)の認定

(問)

保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。

(答)

世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている者を世帯人員に含めるものであり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員には含めないものである。

由により大学等に入学できなかつたと保護の実施機関が認めた場合は、19歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者）であつて、大学等に確実に入学すると見込まれる世帯員について、局第1の5に基づき世帯分離したときは、大学等への正規の修業年限（当該世帯分離された者が親の看護等真にやむを得ない事情により留年し、引き続き大学等へ就学することが確実に世帯の自立助長に資すると見込まれる場合には、正規の修業年限に1年を加えた期間）に限り除く。）

は、同居している場合であつても世帯人員には含めないものである。

これにより、限度額を上回る家賃となる場合であつても、分離された者により家賃負担があり、家賃が適切に納付されている等、最低生活の維持に支障がないと認められる場合には、転居指導を行わないものとして差し支えない。

これにより、限度額を上回る家賃となる場合であつても、分離された者により家賃負担があり、家賃が適切に納付されている等、最低生活の維持に支障がないと認められる場合には、転居指導を行わないものとして差し支えない。